

岩手県告示第401号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年6月14日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 誠建設
    - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村大釜字中道105番地2
    - ウ 代表者の氏名 日向誠
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第4388号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年6月10日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年6月9日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 上林建設
    - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町織笠第13地割15番地6
    - ウ 代表者の氏名 上林常雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第5216号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年6月9日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年6月13日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社浄栄建設
    - イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町門崎77番地
    - ウ 代表者の氏名 佐藤敬一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第8139号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成23年6月10日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。